



雇児総発 0207 第 1 号
平成 26 年 2 月 7 日

都道府県
各指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

「いじめ防止対策推進法」の施行及び「いじめ防止基本方針」
の策定に伴う児童相談所と学校等の連携等について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。) 第 11 条第 1 項では、文部科学大臣は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)を定めることとされています。そのため、平成 25 年 10 月 11 日付け文部科学省初等中等教育局長および高等教育局長通知「いじめ防止基本方針の策定について」が別添のとおり発出され、いじめ防止基本方針が策定されました。

この中で、児童相談所に関する事項は下記のとおりであるので、貴職におかれましては別添通知について御了知の上、児童相談所および管内市町村へ周知いただき、日頃からの児童相談所と学校や学校の設置者等との情報共有、要保護児童対策地域協議会における情報共有、研修講師の派遣など、学校や学校の設置者等との一層の連携強化を働きかけられるようお願いします。

また、児童相談所における相談援助活動は「児童相談所運営指針について」(平成 2 年 3 月 5 日児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下、「運営指針」という。) を踏まえつつ地域の実情に即して実施に努めることとされていますが、いじめ相談に対応するにあたっての留意点等を、運営指針を基本にして別紙のとおりまとめましたので、ご参考の上、あわせてご周知ください。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言です。

記

- 1 いじめ防止基本方針中第 1 の 3 の (2) の①および第 2 の 2 の (3)
地方公共団体が条例の定めるところにより設置することができる「いじめ問題対策連絡協議会」を構成する関係者として児童相談所が含まれていること
(法第 14 条第 1 項関連)

2 いじめ防止基本方針中第1の7の（5）

学校や学校の設置者は児童相談所などの関係機関と適切な連携を図るため、平素から担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくこと

児童相談所がいじめ相談に対応するにあたっての留意点等

1 いじめ相談の種類

いじめ相談は、主に育成相談または非行相談として対応

内 容	
育成相談	性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談
非行相談	ぐるみ等相談、触法行為等相談

なお、上記の相談以外でも、相談対応の過程でいじめの情報が明らかになる場合があるため、留意が必要である。

2 いじめ相談の受付経路

① 被害児童

相談受付経路は、家族からの相談が多く、その他に学校からの相談など。

② 加害児童

相談受付経路は、家族からの相談、学校からの相談の他、警察等からの通告がある。

3 援助の種類

いじめ相談を受理し、調査、一時保護、診断、判定等の結果に基づいて実施される援助の種類は、助言指導、継続指導、訓戒・誓約、児童福祉司指導、児童福祉施設入所措置、家庭裁判所送致などが考えられ、個々の事情に合わせて子どもの福祉にとって最善の方法を選択する。

4 いじめ相談対応の留意点

- ① 児童の錯綜する気持ちに十分配慮して、安心できる雰囲気を作り、悩みと一緒に考えるという姿勢で相談に臨むとともに、保護者に対しても苦悩する心情に十分配慮することが重要である。
- ② 児童本人や保護者への援助を行うとともに、いじめの原因、態様、程度等の状況に応じて、学校や教育委員会と十分な連携を図るとともに、必要に応じ、医療機関、警察等とも協力をしつつ対応を進めることが必要である。
- ③ 学校におけるいじめ問題については、一義的には教育現場における指導により解決されるべきものであるが、いじめ問題の背景に、児童の非行や家庭の抱える困難など様々な要因も考えられることから、児童相談所としても、その機能に基づき、必要な場合には、学校からの相談に適切に協力していくことが求められる。
- ④ 学校から相談を受けた場合は、児童相談所、学校それぞれの機能に基づき役割分担を協議し、連携して対応する。例えば、いじめの事実関係の把握は学校の設置者または学校が行い、それらの事実関係を踏まえた育成相談・非行相談を児童相談所が担うなどの連携方法が想定される。

また、いじめの対応に当たっている学校が、保護者や児童に対して、児童相談所への相談を勧める場合は、相談者が児童相談所の機能や行っている援助などについて理解のうえ相談に臨めるよう、児童相談所は学校に対して、学校から相談者への説明を依頼する必要がある。

このため、児童相談所は日頃から学校との連携を密にし、児童相談所の機能や、行っている援助などについて学校の理解を得ておくよう努めることが適当である。

※ この他、運営指針の第1章第3節、第3章、第4章等を参照のこと